

農林漁家民宿業 開業の手引き

令和元年7月

静岡県

はじめに

グリーン・ツーリズムは、緑豊かな農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

農山漁村地域を訪れる都市の人々に、農林漁業に親しんでいただき、農山漁村が持つ自然環境の保全機能や、その地域に息づく伝統や文化、資源の価値を理解していただくためには、その地域に滞在して人々と交流し、本物の自然やそこで営まれる暮らしを体験していただく必要があります。

グリーン・ツーリズムを推進している県では、本書で、こうした農山漁村での滞在の核となる「静岡県農林漁家民宿」の普及を目的に、農林漁家民宿開業のための計画づくりから開業に至るまでの手続や規制緩和の内容をとりまとめました。

訪日外国人観光客が急速に増加する中、日本の生活や文化をより深く知りたいと、地方の農村を訪れる外国人も増えてきています。また、人口減少が進む中、交流人口の拡大や移住の増加による経済や産業の活性化が必要となっています。こうした状況において、グリーン・ツーリズムの滞在の拠点として農林漁家民宿の意義はますます高くなっているといえます。

本書が、「静岡県農林漁家民宿」の新規開業を目指す皆様をはじめ、関係機関の皆様に幅広く活用され、地域に新たな交流拠点として農林漁家民宿が開業されることを期待するとともに、都市と農山漁村地域の交流が促進され、農山漁村地域の活性化のお役に立つことができれば幸いです。

静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課長

目 次

はじめに

第1	「静岡県農林漁家民宿」の概要	1
1	「静岡県農林漁家民宿」とは	1
2	「静岡県農林漁家民宿」基準	2
(1)	個人又は法人（任意団体を除く）が営むものであること	2
(2)	役務の提供を行うこと	3
(3)	客室延床面積が33m ² 未満であること	4
3	旅館業法における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ	6
(1)	旅館業とは	6
(2)	簡易宿所営業における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ	7
4	国の規制緩和の概要	8
5	県独自の規制緩和の概要	10
第2	「静岡県農林漁家民宿」開業までの流れ	13
1	「静岡県農林漁家民宿」開業までのフロー図	13
2	「静岡県農林漁家民宿」確認要領	14
3	チェックシート	30
(1)	「静岡県農林漁家民宿」開業チェックシート	30
(2)	関係法令別チェックシート	32
第3	「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に	41
1	民宿開業の目的を明確にしましょう	42
(1)	どんな民宿にするのか考えましょう	42
(2)	無理のない経営を心がけましょう	42
2	『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう	43
(1)	参考事例に学ぶ	43
(2)	実際に『農林漁業体験民宿』に泊まってみる	43
3	どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう	43
(1)	食事提供スタイル	43
(2)	受入時期	44
4	客室等の活用計画をたてましょう	45
(1)	どの部屋を活用するのか	45
(2)	改装に当たって	45
5	農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう	45

6	現状を整理するとともに地域との連携を検討しましょう	46
(1)	現状の課題を整理しましょう	46
(2)	地域との連携を検討しましょう	46
7	民宿のリスクを把握しましょう	46
8	自己診断チェックシートにより、開業の準備状況を確認しましょう	47
第4	開業に向けた各種法令等の手続	50
1	旅館業法に関すること	50
2	食品衛生法に関すること	51
3	都市計画法に関すること	56
4	消防法に関すること	57
5	建築基準法に関すること	60
6	水質汚濁防止法に関すること	62
7	浄化槽法に関すること	63
第5	民宿運営に関連する法令等	65
1	旅行業法に関すること	65
2	道路運送法に関すること	66
3	『農林漁業体験民宿』登録制度に関すること	67
第6	参考資料	70
1	相談窓口一覧	70
2	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(抜粋)	73

第1 「静岡県農林漁家民宿」の概要

「静岡県農林漁家民宿」基準（平成23年3月30日付け国交第85号通知）は、県が旅館業法等の規制緩和措置を前提とし、農林漁業者による客室延床面積33m²未満の『農林漁業体験民宿業』の開業を促進することを目的として策定しました（平成28年11月から農林漁業者以外の個人、平成31年1月から法人も加えて、居宅であるなしに関わらず開業できるようになりました）。

第1では、「静岡県農林漁家民宿」基準と、同基準に基づく民宿開業までの一連の流れを示すとともに、民宿開業までの各種法令にかかる事務手続や規制緩和内容を整理しています。

1 「静岡県農林漁家民宿」とは《静岡県農林漁家民宿のめざす姿》

「静岡県農林漁家民宿」とは、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）」（以下「余暇法」という。）の第2条第5項で規定する『農林漁業体験民宿業』を営む客室延床面積33m²未満の民宿（旅館業法：簡易宿所営業）です。建築基準法等の関係法令の規制緩和措置を活用し、既存の住宅をできる限りそのまま利用する設備投資を極力抑えた民宿です。

また宿泊者が、ゆったりとした時間の中で精神的余裕を持ち、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿です。

【参考】『農林漁業体験民宿業』とは

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業。

『農林漁業体験民宿業』と「静岡県農林漁家民宿」の関連

『農林漁業体験民宿業』

- ◎ 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」
第2条第5項に基づく、『農林漁業体験民宿業』
 - ・農業体験等の役務の提供またはあっせんを行う
 - ・旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」または「住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業

「静岡県農林漁家民宿」

- ◎ 静岡県農林漁家民宿基準に基づく「静岡県農林漁家民宿」
 - ・『農林漁業体験民宿業』であること
(農業体験等の役務の提供またはあっせんを行う)
 - ・旅館業法の許可取得: 簡易宿所営業
 - ・客室延床面積: 33m²未満

2 「静岡県農林漁家民宿」基準

「静岡県農林漁家民宿」基準は、各種法令の規制緩和を前提とし、旅館業法上の簡易宿所営業許可を取得した上で小規模な農林漁業体験民宿を開業するために定めたものです。

（1）個人又は法人（任意団体を除く）が営むものであること

- ・農林漁業者をはじめ、農林漁業者以外の方も開業できます。
- ・任意団体は開業できません。
- ・なお、「静岡県農林漁家民宿」に係る確認申請書には、以下の定義の開業者の区分が必要になります。

ア 農業者の定義

- (ア) 経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む者、又は、過去 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）における農畜産物の総販売額が 15 万円以上あった者

イ 林業者の定義

- (ア) 1 ha 以上の山林を所有又は借入により保有し、森林施業を行う権原を有する者
(イ) 上記以外で、林業に従事している者

ウ 漁業者の定義

- (ア) 水産業協同組合法に定める漁業協同組合等の正組合員又は準組合員の資格を有する者
(イ) (ア) に準ずる者（例：(ア) に該当する者が操業する船の船員、(ア) に該当する法人の従業員）
(ウ) 上記のほか、漁業、養殖業等を営む者及びそれに準ずる者（農林水産大臣許可漁業の従事者、内水面養殖業者等）。

(2) 役務の提供を行うこと

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条で規定する役務の提供を行うこと

〈役務の内容〉

- ア 「農作業」「森林施業又は林産物の生産若しくは採取」「漁ろう又は水産動植物の養殖」の体験の指導
- イ 「農産物」「林産物」「水産物」の加工又は調理の体験の指導
- ウ 地域の農林漁業又は農山漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- エ 「農用地その他の農業資源」「森林」「漁場」の案内
- オ 農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用するさせる役務
- カ 上記ア～オに掲げる役務の提供のあっせん

(3) 客室延床面積が 33 m²未満※であること

※客室延床面積（旅館業法）：

客室から、押入れ・納戸や床の間を除いた面積の合計。面積は内法（壁の内側）で計測。

なお、「壁、柱等による区画の中心線で囲まれた部分の面積」が 33 m²未満である場合に限り、建築基準法における緩和を適用することができます。

【宿泊定員】

農林漁業体験民宿は、旅館業法の規制緩和により、客室延床面積の面積要件に係る規制が撤廃されていますので、1客室当たり有効面積※1.65 m²以上につき1人を定員とすることができます。

「静岡県農林漁家民宿」については、「ゆったりとした時間の中で、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿」を目指していることから、簡易宿所営業（33 m²未満の場合）の客室延床面積 3.3 m²につき1人を基本とし、宿泊定員は概ね9人までとすることが望ましいでしょう。

※客室の有効面積（旅館業法）：

旅館業法上の客室延床面積から、宿泊客の睡眠や休憩等に供されていない部分（客室専用の浴室、トイレ等）を除いた面積（内法で計測）。

○定員を決める上でのポイント

- ・浴室や便所、洗面所等の衛生施設を共用とする場合は、利用客への快適性を考慮し、定員を設定しましょう。
- ・家族等と十分相談し、家族等に過度の負担とならない定員としましょう。

【参考】「公衆浴場における衛生等管理要領等について
(平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発 1811 号厚生省生活衛生局長通知
別添 3(旅館業における衛生等管理要領))」

○便所

- ・宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適當な数を有すること

○浴室

- ・当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合は、必ずしも宿泊者の需要を満たす規模の入浴施設は必要ない

○洗面所

- ・宿泊者の需要を満たすことができるよう、適切な規模を有していること

3 旅館業法における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ

(1) 旅館業とは

旅館業法における「旅館業」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であって、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業に区分されています。

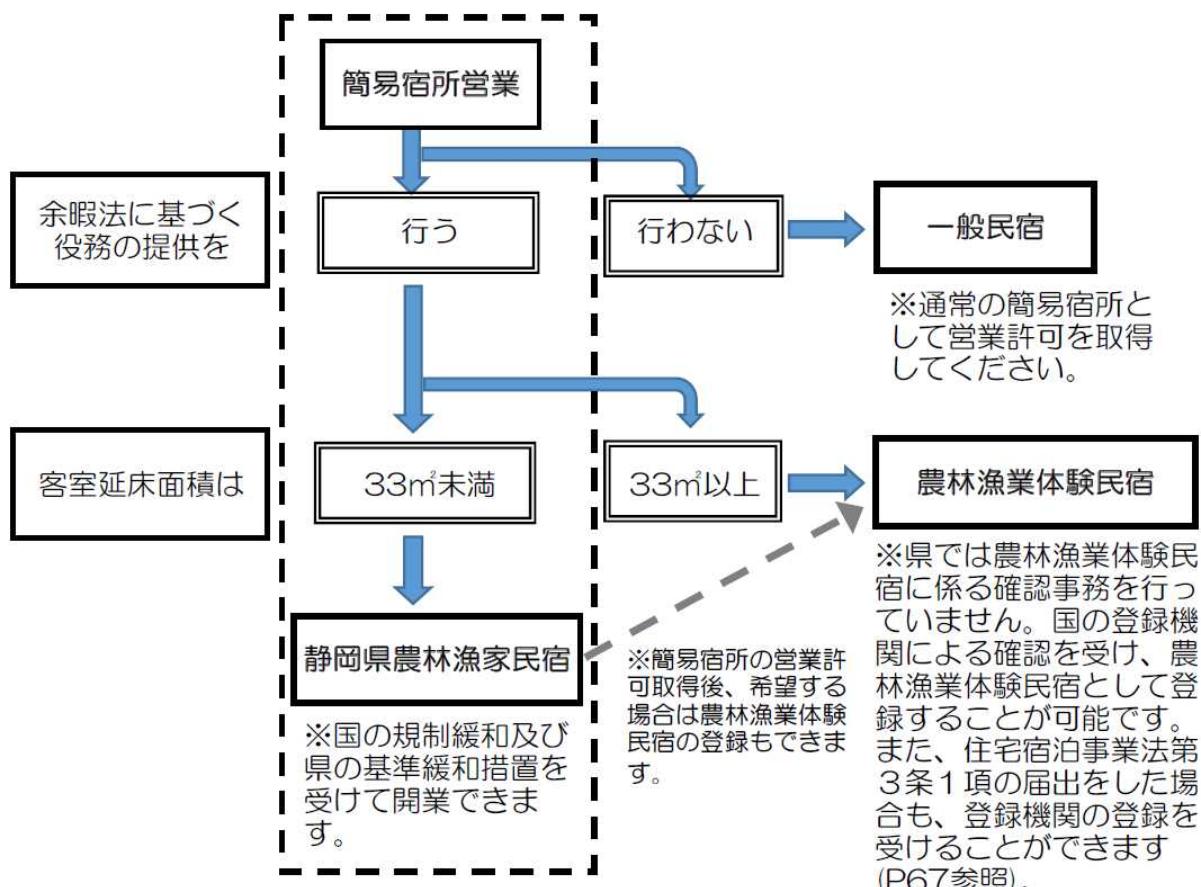
本書において規定する「静岡県農林漁家民宿」は、簡易宿所営業に位置づけられます。

○ 旅館業法で定められている営業許可業種

営業許可の業種	要件	
旅館・ホテル営業	施設概要	簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設
	客室数	規定なし
	1客室床面積	7 m ² 以上 (寝台を置く客室にあっては、9 m ² 以上)
	1客室当り定員	1客室当りの有効面積3.3 m ² につき1人 (寝台を置く客室にあっては、有効面積4 m ² につき1人)
簡易宿所営業	施設概要	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設
	客室数	規定なし
	客室延床面積	33 m ² 以上 (宿泊者の定員を10人未満とする場合には3.3 m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上) *
下宿営業	1客室当り定員	1客室当りの有効面積1.65 m ² につき1人
	施設概要	施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる

※ 簡易宿所営業については、平成15年4月から「余暇法」に基づく『農林漁業体験民宿業』であり、かつ、農林漁業者が開業するものにあっては、客室延床面積の面積要件に係る規制が撤廃されています。さらに、平成28年4月には、本規制撤廃の対象が「農林漁業者及び農林漁業者以外の者(個人に限る。)がその居宅において営むもの」に、平成30年1月には、「農林漁業体験民宿業に係る施設」に拡大されました。

(2) 簡易宿所営業における「静岡県農林漁家民宿」の位置づけ



4 国の規制緩和の概要

『農林漁業体験民宿業』等については、次のような規制緩和措置が講じられています。

【全国における規制緩和】

(1) 旅館業法【平成15年4月1日施行：旅館業法施行規則の一部改正】

- ・旅館業法上の面積要件の撤廃

農林漁業者が簡易宿所の民宿を開業する場合でも、33m²以上の客室延床面積が必要

農林漁業者が農林漁業体験民宿を開業する場合、延床面積33m²未満でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能

【平成28年4月1日施行：旅館業法施行令の一部改正】

簡易宿所の客室延床面積「33m²以上」を「33m²以上(宿泊者数を10人未満とする場合には、3.3m²に宿泊者の数を乗じて得た面積)」に変更

【平成30年1月24日施行：旅館業法施行規則の一部改正】

農林漁業体験民宿業に係る施設の場合、客室延床面積の面積要件に係る規制を撤廃

(2) 道路運送法【平成23年3月31日：自動車交通局長通知】

- ・農家民宿等の宿泊施設が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化

宿泊者に対する送迎が「白タク営業」に当たるのでは？

宿泊サービスの一環として行う送迎輸送で、送迎に係る運送の対価を收受していない場合には、道路運送法上の旅客自動車運送事業の許可を要しない

(3) 旅行業法【平成15年3月20日：国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長通知】

- ・農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化

農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない

(4) 消防法【平成29年3月23日：消防庁予防課長通知】

- ・農家民宿等の小規模民宿における消防法の消防設備等の設置基準の柔軟な対応

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け

地元の消防長又は消防署長の判断により、「誘導灯」及び「誘導標識」等を設置しないことが可能

(5) 建築基準法【平成 17 年 1 月 17 日：国土交通省住宅局建築指導課長通知】

- ・農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化

農家が自らの住宅を民宿として利用する場合でも、旅館としての基準が適用されることになる。

客室面積が 33 m²未満*であって避難上支障がなければ、「建築基準法上旅館に該当しない」 ※面積の算定は「壁・柱による区画の中心線で囲まれた部分」

(6) 農地法

- ・農地法施行規則に農業生産法人の業務に民宿経営等を追加(平成 17 年)

民宿経営は、農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外

農業生産法人の行う事業に、農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

(7) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

- ・農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大【平成 17 年 7 月 26 日：法律第 87 号】

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定

登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

【構造改革特区における規制緩和】

(8) 酒税法

- ・農家民宿等による濁酒の製造事業の特区（どぶろく特区）（平成 15 年～）

製造量が 6 kl に達しない場合、雑酒（濁酒）の製造免許を受けることができない

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量（6 kl）を適用しない

【都道府県段階における規制緩和】

(9) 食品衛生法(平成 17 年 7 月 21 日：厚生労働省医薬食品局監視安全課長通知)

- ・農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用(営業専用の調理施設必要等)

既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し、条例改正の検討や弾力的運用について要請(家族兼用の調理場を認める等)

5 県独自の規制緩和の概要

(1) 食品衛生法に基づく営業許可の営業施設基準の一部緩和

食品を調理し、又は設備を設けて飲食させる場合には、食中毒防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。営業許可を得るためにには、定められた営業施設基準を満たす必要がありますが、静岡県農林漁家民宿においては、基準緩和の条件を満たした場合には、この基準の一部が緩和されます。

ア 基準緩和の条件

下記の条件をすべて満たす場合に限り、営業施設基準の一部を緩和しています。

- 1 「静岡県農林漁家民宿」基準に合致し、かつ「静岡県農林漁家民宿業」の確認に関する事務取扱要領に基づく確認を受けていること。
- 2 一度に提供する食事数が9食以下であること。
- 3 食事を提供する範囲は当該施設における宿泊者に限ること。

※宿泊定員が10人以上で、飲食店営業の許可を取得したい場合は、各保健所に相談してください。

イ 基準緩和の内容

- 1 調理室は、家庭用台所と共に用することができる。
(営業用専用施設の設置の緩和)
- 2 衛生上支障がない場合は、調理室と住居、客室等との間の区画は、カウンター、アコーディオンカーテン等による区分とすることができる。
(調理室の区画方法(完全区画)の緩和)
- 3 清掃しやすい構造であれば、内壁、床について材質を問わない。
(耐水性材料又は厚板であることの緩和)
- 4 調理室の流水式洗浄設備は、1槽以上とすることができます。
(流水式洗浄設備の2槽以上→1槽以上への緩和)
- 5 流水式手洗設備は流水式洗浄設備と兼用することができます。
(流水式手洗設備の設置の緩和、ただし、手指消毒装置は設置すること)

- ※ 営業開始後に上記の条件を満たさなくなった場合は、速やかに通常の基準(緩和のない基準)を満たすように改修するか、もしくは飲食店営業を廃業しなければなりません。
- ※ 緩和が適用された場合の営業施設の整備や営業者が守らなければならない主な基準については、P51をご覧ください。
なお、詳細は保健所へ御確認ください。

(2) 市街化調整区域における用途変更に係る開発審査会の包括承認基準の追加

都市計画法の規定により、市街化調整区域は市街化を抑制する区域とされ、原則として宿泊施設の建設や宿泊施設への用途変更は制限されています。既存の住宅等を利用して「静岡県農林漁家民宿」を開業しようとする場合、開発許可等の処分庁（各市町開発許可担当課）から都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要があります。

下記基準に適合し、処分庁が市町の土地利用上支障がないものとして許可する場合には、民宿への用途変更が可能になります。

下記の基準に適合しないもの（個人以外の者が開業者となる場合や、開業者自ら居住の用に供する建築物以外を利用して開業する場合など）については、処分庁が許可相当と判断し、静岡県開発審査会の議を経た場合に、民宿への用途変更が可能になります。

対象市町：三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市、御殿場市、磐田市、裾野市、湖西市、

伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

※静岡市、浜松市、沼津市、富士市は基準が異なりますので各市に御確認ください。

○ 静岡県開発審査会が定める包括承認基準

【包括承認基準 28】 静岡県農林漁家民宿への用途変更

静岡県農林漁家民宿への用途変更

令和元年5月23日決定

農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が、自ら居住の用に供する建築物の全部又は一部を利用して静岡県農林漁家民宿を営むために用途変更する場合で、次の要件を満たすものは、用途の変更を認める。

- 1 用途変更の対象となる建築物は、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が自ら居住の用に供する住宅又は同一の敷地内にある既存の建築物で、敷地の分割を伴わないこと。
- 2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に該当し、かつ、静岡県農林漁家民宿の確認を受けていること若しくは受けることが確実であること又は静岡県農林漁家民宿の確認の要件に適合していること。
- 3 用途変更後の建築物の用途は、簡易宿所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。以下同じ。）又は従前の用途と簡易宿所を兼ねるものであること。
- 4 客室の延床面積は、33平方メートル未満であること。
- 5 建替えを伴う場合は、必要最小限であること。

【解釈と運用】

農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が自ら居住の用に供する建築物の全部又は一部を利用して静岡県農林漁家民宿を営むための併用住宅への用途変更

- 1 当該基準における静岡県農林漁家民宿とは、「静岡県農林漁家民宿」基準（平成31年1月31日付け観政第549号 文化・観光部観光交流局観光政策課長通知）に該当する「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項で規定する『農林漁業体験民宿業』」であり、かつ、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその住宅において営む小規模な民宿」である。

- 2 住宅から静岡県農林漁家民宿を営む併用住宅への用途変更は、建築物の使用目的・機能の変更であり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項の許可が必要であること。静岡県農林漁家民宿を営む併用住宅においてトイレ、洗面所、風呂等を共用する場合等があることから、「自ら居住の用に供する建築物の全部又は一部を利用して」と規定していること。
- 3 用途変更の対象となる建築物は、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が自ら居住の用に供する既存の住宅又は同一の敷地内にある適法な既存の建築物で、敷地の分割を伴わないこと。
- 4 対象となる建築物は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に該当し、かつ、県農林事務所長の静岡県農林漁家民宿の確認を受けていること若しくは受けることが確実であること又は静岡県農林漁家民宿の確認の要件に適合していること。
- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項の農林漁業体験民宿業の登録をしていても、静岡県農林漁家民宿の基準に該当しない場合があること。
- (2) 用途変更を申請する者は、静岡県農林漁家民宿を営もうとする者であること。
- (3) 農林漁家民宿の確認の要件への適合性については、農林事務所長の判断を受けること。
- 5 用途変更後の建築物の用途は、簡易宿所又は従前の用途と簡易宿所を兼ねるものであること。
- 6 客室の延床面積は、33平方メートル未満であること。
- 7 静岡県農林漁家民宿は、既存の住宅をできる限りそのまま利用し設備投資を極力抑えた民宿の開業を促進することを目的としていることから、静岡県農林漁家民宿を営むために増改築や建替えを行う場合の規模は必要最小限であること。
- 農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）が、自ら居住の用に供している住宅の全部（附属建築物を含む。）を静岡県農林漁家民宿へ用途を変更することにより、新たに自ら居住の用に供する住宅が必要となり、そのため別敷地に自ら居住の用に供する住宅を新築することは、本基準の趣旨に沿うものではないこと。
- 8 提供される役務の体験場所等から、当該地域に立地する必要性が認められる施設であること。
- (注) 用途変更する農林漁家住宅の図面等が残っていない場合は、付議書に添付される図面等の図書の作成は手書き等でも差し支えないこと。（平成23年7月28日第217回開発審査会で付議基準決定時の了解事項）
- (注) 個人以外の者（任意団体を除く法人）が申請者となる場合や、用途変更の対象となる建築物が申請者自ら居住の用に供する住宅又は同一の敷地内にある既存の建築物以外の建築物である場合には、処分庁は開発審査会へ個別に付議することが必要である。

第2 「静岡県農林漁家民宿」開業までの流れ

1 「静岡県農林漁家民宿」開業までのフロー図

民宿開業計画の作成・・・【家族、協力者と相談しながら作成する】

- 主な検討項目： 経営の形態（「客室として利用する部屋」「定員」「食事の提供の有無」等）
 家族等の了解・役割分担
 地域との連携

申請用書類の準備

- ◎事前相談に必要な書類

「農林漁家民宿開業チェックシート」「建物の配置図」「各階平面図（手書き可）」「位置図」「写真（外観、客室、周辺の様子のわかるもの）」

事前調整

※各種関係法令に係る本申請に向けた調整を実施

関係法令：余暇法、旅館業法、食品衛生法、建築基準法、消防法、都市計画法 等

- ◎農林事務所の役割：関係法令担当課及び市町との連絡調整

「静岡県農林漁家民宿」確認申請

（開業希望者⇒各農林事務所地域振興課）

※富士農林事務所は生産振興課

「静岡県農林漁家民宿」確認書の交付

各種関係法令にかかる申請

（開業希望者⇒各法令担当部署）

【旅館業法】【食品衛生法】【消防法】【建築基準法】【水質汚濁防止法】
【浄化槽法】【都市計画法（市街化調整区域の場合）】等

関連法令 許可書等の交付

開 業

2 「静岡県農林漁家民宿」確認要領

「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領

第1 趣旨

「静岡県農林漁家民宿」基準は、各種法令の規制緩和措置を前提とし、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）」（以下「余暇法」という。）の第2条第5項に規定する『農林漁業体験民宿業』を営む客室延床面積33m²未満の体験民宿であることを要件としている。

この要領では、「静岡県農林漁家民宿」基準に基づき農林漁家民宿を開業しようとする者について、その施設が余暇法に規定する『農林漁業体験民宿業』に該当する「静岡県農林漁家民宿」であることを、農林事務所が確認するために必要な事項を定める。

第2 確認申請書の提出

農林漁家民宿を営もうとする者は、「静岡県農林漁家民宿」に係る確認申請書（様式第1号）を農林事務所長に提出し、その営もうとする民宿が「静岡県農林漁家民宿」であることについて、確認を受けることができるものとする。

第3 確認結果の通知

- (1) 農林事務所長は、第2の確認申請書を受理したときは、必要に応じて、現地調査等によりその内容を確認し、その結果を申請者に文書（様式第2号、第3号）で通知するものとする。
- (2) 農林事務所長は、第3により確認書を通知した場合は、「静岡県農林漁家民宿」確認者名簿（様式第4号）を作成し、申請書類等とともに保管するものとする。

第4 開始届の提出

第3により確認を受けた者が、農林漁家民宿を開業するときは、速やかに農林事務所長に開始届（様式第5号）を提出するものとする。

第5 変更届の提出及び受理の通知

- (1) 第4により開始届を提出し農林漁家民宿を開業している者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに農林事務所長に変更届（様式第6号）を提出するものとする。
 - ア 開業者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び住所、主たる事務所の所在地並びに事業の内容）
 - イ 開業者（事業譲渡の手続きを行った場合等）
 - ウ 宿泊施設の名称及び所在地
 - エ 提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容
- (2) 農林事務所長は、前項の変更届を受理したときは、「静岡県農林漁家民宿」確認者名簿の内容を変更するとともに、その旨を届出者に文書（様式第7号）で通知するものとする。

第6 廃止届の提出

農林漁家民宿を開業している者は、次の事項に該当した場合には、速やかに農林事務所長に廃止届（様式第8号）を提出するものとする。

- (1) 民宿の営業をやめたとき
- (2) 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を行わなくなったとき

第7 遵守事項

- (1) 第4により開業している者が遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「宿泊及び役務の提供状況整理簿」(様式第9号)により、当該年度の実績を翌年度の4月末日までに農林事務所長に提出すること。
 - イ 関係法令を遵守するとともに、県及び市町の指示に従うこと。
- (2) 農林事務所長が遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 農林事務所長は、必要に応じて、現地調査等実施状況の確認を行うことができるものとする。なお、現地調査を実施した場合は、確認事項や指導事項等を確認状況報告書(様式第10号)にとりまとめの上、「静岡県農林漁家民宿」確認者名簿とともに保存するものとする。

第8 確認書の失効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、第3により受けた確認書は、その効力を失うものとする。
 - ア 民宿の営業を廃止したとき
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を行わなくなったとき
 - ウ 第7(1)イに反する事実が確認され、農林事務所長が別に定める期限までに是正されない場合又は適切な是正措置を取る意思がないとき
- (2) 農林事務所長は、前項により確認書が失効したときは、その旨を当該開業者に文書(様式第11号)で通知するものとする。

第9 報告

- (1) 農林事務所長は、第3により確認書を通知したとき、または第4から第6に定める届を受理したとき、または第8(2)により確認書の失効を通知したときは、速やかにスポーツ・文化観光部観光振興課長に報告(様式第12号)するものとする。
- (2) スポーツ・文化観光部観光振興課長は前項により報告があったときは、健康福祉部衛生課長(政令市においては市生活衛生課長)及び交通基盤部土地対策課長、くらし・環境部建築安全推進課長にその旨を通知するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、静岡県農林漁家民宿であることの確認に必要な事項は、スポーツ・文化観光部観光振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

(様式第1号)

「静岡県農林漁家民宿」に係る確認申請書

○年○月○日

○○農林事務所長様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名)

電話番号

FAX番号

このことについて、「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領の第2に基づき申請するので、確認をお願いします。

記

1 施設の名称及び所在地

・開業者氏名 :

・施設の名称 :

・所 有 者 :

・所 在 地 :

2 提供する役務の内容

別紙のとおり

3 開業者の職業 (該当する□にレ点)

農業者

林業者

漁業者

農林漁業者以外

4 添付書類

・宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

・宿泊施設の平面図

(別紙)

提供する役務の内容

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務		具体的な内容	
		時 期	内容及び役務の提供場所
ア	・農作業の体験の指導 ・森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 ・漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導		
イ	・農林水産物の加工又は調理の体験の指導		
ウ	・地域の農林漁業又は農山漁村の生活及び文化に関する知識の付与		
エ	・農用地その他の農業資源の案内 ・森林の案内 ・漁場の案内		
オ	・農作業体験施設等を利用する役務 ・山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務 ・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務		
上記ア～オに掲げる役務の提供のあっせん			
番号	具体的な内容	時 期	役務の提供場所、提供者の氏名（団体の場合は名称）、住所、電話番号※

※提供者に連絡して内容を確認したり、現地を確認する場合があるので、間違いのないように記載願います。

(様式第2号)

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ ○○ 様

○○農林事務所長

「静岡県農林漁家民宿」の確認について

○年○月○日付けで申請があったことについて、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に規定する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を行う「静岡県農林漁家民宿」であることを確認しました。

記

1 開業者氏名

2 施設の名称

3 所在地

【特記事項】

○ 確認書の失効について

次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、事務取扱要領第3により受けた確認書は、その効力を失うものとします。

- ① 民宿の営業を廃止したとき
- ② 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を行わなくなった場合
- ③ 事務取扱要領第7(1)イに反する事実が確認され、農林事務所長が別に定める期限までに是正されない場合又は適切な是正措置を取る意思がないとき

(様式第3号)

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ ○○ 様

○○農林事務所長

「静岡県農林漁家民宿」の確認について

○年○月○日付けで申請があったことについては、下記の理由で「静岡県農林漁家民宿」であると認められませんでしたのでお知らせします。

記

1 開業者氏名

2 施設の名称

3 所在地

4 認められない理由

(様式第4号)

「静岡県農林漁家民宿」確認者名簿

○○農林事務所

No.	確認日	申請者	所在地	民宿名	客室面積	役務の内容	備考*
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

* 備考欄には、開業日、食事の提供方式等を記載する。

(様式第5号)

「静岡県農林漁家民宿」開始届

○年○月○日

○○農林事務所長様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名)

電話番号

FAX番号

○年○月○日付け○○第○号により確認を受けた「静岡県農林漁家民宿」について、下記のとおり営業を開始したので届け出ます。

記

1 確認を受けた施設の名称及び所在地等

・開業者氏名：

・施設の名称：

・所 在 地：

・客室面積：

・定 員：

2 営業開始年月日： 年 月 日

旅館業の許可年月日： 年 月 日

3 静岡県Webサイトへの掲載

(1)掲載希望の有無： 掲載を希望 掲載は不要

※掲載項目：施設名称、営業開始日、所在地、電話番号、定員、Webサイト

(2)届出者のWebサイトURLの掲載を希望する場合

掲載WebサイトURL:

※その他掲載項目は、特に希望無ければ開業届の記載内容を掲載

4 その他

(様式第6号)

「静岡県農林漁家民宿」変更届

○年○月○日

○○農林事務所長様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名)

電話番号

FAX番号

○年○月○日付け○○第○号により確認を受けた「静岡県農林漁家民宿」について、下記内容を変更したので報告します。

記

1 確認を受けた施設の名称及び所在地

- ・開業者氏名：
- ・施設の名称：
- ・所 在 地：

2 変更の内容

(旧)

(新)

3 その他

(様式第7号)

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ ○○ 様

○○農林事務所長

「静岡県農林漁家民宿」の変更について

○年○月○日付けで提出された変更届について、下記のとおり「静岡県農林漁家民宿」確認者名簿を変更したので通知します。

記

1 対象施設

- ・開業者氏名
- ・施設の名称
- ・所在地

2 変更の内容

(旧)

(新)

(様式第8号)

「静岡県農林漁家民宿」廃止届

○年○月○日

○○農林事務所長様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名)

電話番号

FAX番号

○年○月○日付け○○第○号により確認を受けた「静岡県農林漁家民宿」について、下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

1 確認を受けた施設の名称及び所在地

・開業者氏名 :

・施設の名称 :

・所 在 地 :

2 廃止年月日 : 年 月 日

3 廃止の理由

民宿の営業をやめたため

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供を行わなくなったため

(様式第9号)

宿泊及び役務の提供状況整理簿

【 年度】

【宿泊施設名 : 】

番号	宿泊年月日	日本人宿泊者数	外国人宿泊者数	国名 (外国人宿泊者のみ)	提供した役務の内容
1	月 日 (泊 日)	大人 人、子供 人	大人 人、子供 人		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

(様式第 10 号)

「静岡県農林漁家民宿」確認状況報告書

年月日	
出張場所	
訪問先	
対応者	
確認内容	
指導事項	
その他	

(様式第 11 号)

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ ○○ 様

○○農林事務所長

「静岡県農林漁家民宿」の確認書の失効について

○年○月○日付け○○第○号により確認を受けた「静岡県農林漁家民宿」について、下記の理由によりその確認が失効したのでお知らせします。

なお、これにより各種法令の規制緩和が適用されなくなる場合がありますので、担当部署に確認のうえ、必要な措置を講じてください。

記

1 開業者氏名

2 施設の名称

3 所在地

4 失効の理由

(様式第 12 号)

文 書 番 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

文化・観光部観光政策課長 様

○○農林事務所長

「静岡県農林漁家民宿」の確認（開始、変更、廃止、確認の失効）

について（報告）

このことについて、下記のとおり確認（○○届を受理、通知）したので報告します。

記

（確認のとき）

- 1 「静岡県農林漁家民宿」に係る確認申請書（様式第 1 号）の写し
- 2 「静岡県農林漁家民宿」確認書（様式第 2 号）の写し

（開始、変更、廃止のとき）

- 1 「静岡県農林漁家民宿」開始届（様式第 5 号）、変更届（様式第 6 号）、廃止届（様式第 8 号）の写し

（確認の失効のとき）

- 1 「静岡県農林漁家民宿」の確認の失効通知（様式第 11 号）の写し

3 チェックシート

(1) 「静岡県農林漁家民宿」開業チェックシート

項目	内 容	該当箇所 に○印	関係法令等	
民宿経営者 (必須項目)	・農業者		-	
	・林業者			
	・漁業者			
	・農林漁業者以外			
役務の内容 (必須項目)	・別添資料【参考1】を参照。	○	余暇法	
立地場所	・線引き都市計画区域の市町 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、 三島市、富士宮市、磐田市、焼津 市、藤枝市、御殿場市、裾野市、 湖西市、伊豆の国市、函南町、清 水町、長泉町、小山町	市街化区 域	都市計画法 (左表の区分は 市町の都市計画 担当課で確認で きます。)	
		市街化調 整区域		
		都市計画 区域外		
	・非線引き都市計画区域の市町 熱海市、伊東市、島田市、掛川市、 袋井市、下田市、御前崎市、菊川 市、牧之原市、伊豆市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、吉田町、森町	用途地域		
		用途無指 定の地域		
		都市計画 区域外		
	・都市計画区域外の市町 松崎町、西伊豆町、川根本町	都市計画 区域外		
建物の状況	・民宿とする建物	開業者の居宅を使用	建築基準法 (消防法)	
		敷地内の別棟を使用		
		その他 ()		
		既存住宅		
	・構 造	・新築建物		
		木 造		
		鉄骨造		
	・階 数 :	鉄筋コンクリート造		
		階		
	・延床面積 :	m ²		
客室の状況	・部屋数 :	部屋	旅館業法 建築基準法 消防法	
	・客室の延床面積 (旅館業法) :	m ²		
	・客室の延床面積 (建築基準法) :	m ²		
	・民宿部分の延床面積 :	m ²		
	・客室の部屋数	1階 : _____ 2階 : _____		
	※面積の算定は別添資料【参考2】を参照			
	・なし			
増改築の予定	・増改築の内容 :		建築基準法 消防法	
	増改築面積 :	m ²		

項目	内 容	該当箇所 に○印	関係法令等
宿泊定員数	・1日の宿泊定員数 : _____人／日		旅館業法
風呂	・家族と共に用		旅館業法
	・客専用の風呂あり		
	・近隣の浴場を利用⇒浴場名 : _____		
トイレ	・家族と共に用 : 小便器 _____、大便器 _____		旅館業法
	・客専用 : 小便器 _____、大便器 _____		
食事の提供	・1泊2食付		食品衛生法
	・1泊1食(朝食)付		
	・自炊式		
	・素泊まり式		
	・郷土料理体験式(共同調理方式)		
施設	・ちゅう房施設		水質汚濁防止法
	・洗たく施設		
	・入浴施設		
上水道	・水道水		(食品衛生法)
	・井戸水		
下水道	・下水道		浄化槽法 建築基準法
	・単独処理浄化槽(既存のものを使用)		
	・合併処理浄化槽(既存のものを使用)		
	・新たに合併処理浄化槽を設置		
送迎	・最寄りの駅まで		道路運送法
	・それ以外(具体的に)⇒_____		
	・なし		
営業期間	・通年営業(定休日 : _____曜日)		-
	・季節営業: _____月 _____日 ~ _____月 _____日まで		
	・週末営業		
料金設定	・素泊まり式 : _____円／人		-
	・自炊式 : _____円／人		
	・1泊朝食付 : _____円／人		
	・1泊2食付 : _____円／人		
	・体験指導料 : _____円／人		
開業予定期	・_____年 _____月頃		-
保険の加入状況 (見込み)			
自宅以外で開業 する場合	・施設所有者氏名 : _____、住所 : _____		
	・施設管理者氏名 : _____、住所 : _____		

(2) 関係法令別チェックシート

関係法令	チェック欄	必要な手続き
旅館業法	<input type="checkbox"/> 客室延床面積が 33 m ² 未満	・旅館業法の営業許可が必要です。
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 1泊2食付	・飲食業許可申請が必要です ・食品衛生法に基づく手続きは必要ありません。
	<input type="checkbox"/> 1泊1食(朝食)付	
	<input type="checkbox"/> 自炊式	
	<input type="checkbox"/> 素泊まり式	
	<input type="checkbox"/> 郷土料理体験式	
建築基準法	<input type="checkbox"/> 新築、増築、改築、大規模な修繕・模様替を伴う場合	・都市計画区域内において新築する場合は、建築基準法に基づく手続きが必要になります。その他において手続きが必要かどうかについては、建築相談窓口にご相談ください。
	(1) 次の <u>全て</u> の項目に該当する場合	<p>◎「住宅」扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく手続き（用途変更）は必要ありません。 全ての項目に該当することについて、建築確認、建築指導を担当する部署で確認を受けてください。
	<input type="checkbox"/> 住宅の一部を活用	
	<input type="checkbox"/> 客室延床面積が 33 m ² 未満	
	<input type="checkbox"/> 各客室から直接外部に容易に避難できる等、避難上支障がないもの	
	(2) 上記(1)に該当しない場合で、以下に該当する場合	<p>◎「旅館」扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく手続き（用途変更）は必要ありません 「旅館」の建物として、「建築基準法」上の措置が必要です。 <p>※別添資料【参考3】を参照。</p>
	<input type="checkbox"/> 既存の住宅を民宿に用途変更し、その床面積が 200 m ² 以下	
	(3) 上記(1)に該当しない場合で、以下に該当する場合	<p>◎「旅館」扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>建築確認申請(用途変更)</u>が必要になります。 「旅館」の建物として、「建築基準法」上の措置が必要です。 <p>※別添資料【参考3】を参照。</p>
	<input type="checkbox"/> 既存の住宅を民宿に用途変更し、その床面積が 200 m ² を超える	

関係法令	チェック欄	必要な手続き
消防法	<p>I -(1) 次の<u>全て</u>の項目に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積が 50 m²以下</p> <p><input type="checkbox"/> 「民宿用途部分の床面積」<「住宅用途部分の床面積」</p>	<p>◎「一般住宅」扱い</p> <p>・住宅用火災警報器の設置が必要です。</p>
	<p>I -(2) 次の<u>全て</u>の項目に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積が 50 m²以下</p> <p><input type="checkbox"/> 「民宿用途部分の床面積」>「住宅用途部分の床面積」</p>	<p>◎「旅館」扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防火対象物使用開始届出書」の提出が必要になります。 ・カーテン、じゅうたん等について、防炎物品を使用する必要があります。 ・誘導灯及び誘導標識の設置が必要になります。 ・自動火災報知設備の設置が必要になります。 <p>※誘導灯及び誘導標識については、設置が不要となる場合がありますので、別添資料【参考4】【参考5】を参照してください。</p>
	<p>II</p> <p><input type="checkbox"/> 民宿の<u>用途に供される床面積の合計が、50 m²を超える</u>場合</p>	<p>◎「旅館」扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、消防署にお問合せください。

関係法令	チェック欄	必要な手続き
都市計画法 ／建築基準 法	I <input type="checkbox"/> 開業する場所は、市街化調整区域内である。	・都市計画法の規制により、民宿を建てたり、建物の用途を民宿に変えたりすることは原則として出来ませんが、許可を受けられる場合があります。詳細は各市町開発許可担当窓口にお問い合わせ下さい。
	II <input type="checkbox"/> 開業する場所は、市街化区域又は非線引き都市計画区域の用途地域内である。	・都市計画法の規制はかかりません。(ただし、用途地域の指定内容により、民宿の建築や民宿への改築に建築基準法の規制がかかる場合があります。)
	III <input type="checkbox"/> 開業する場所は、非線引き都市計画区域の用途無指定の地域又は都市計画区域外である。	・都市計画法等の規制はかかりません。

関係法令	チェック欄	必要な手続き
水質汚濁防止法	(1) 次の <u>全て</u> の項目に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設のうち、どれか一つでも施設がある <input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、トイレ等の排水のうち、一つでも下水道により処理していない排水がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく手続きが必要です。
	(2) 上記(1)に該当しない場合で、次のいずれかの項目に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設のうち、該当する施設が一つもない。 <input type="checkbox"/> 净化槽は使用しておらず、ちゅう房施設、洗たく施設、トイレ等の排水を全て下水道により処理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく手続きは必要ありません。
净化槽法	<input type="checkbox"/> 净化槽を新規に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・净化槽法に基づく手続きが必要です。
	<input type="checkbox"/> 既存のものを使用する(合併処理净化槽)。	<ul style="list-style-type: none"> ・净化槽法に基づく手続きは必要ありません。
	<input type="checkbox"/> 既存のものを使用する (単独処理净化槽)。	

別添資料

【参考1】『農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容』

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務		具体的な内容	
		時 期	内容及び役務の提供場所
ア	・農作業の体験の指導 ・森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 ・漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導		
イ	・農林水産物の加工又は調理の体験の指導		
ウ	・地域の農林漁業又は農山漁村の生活及び文化に関する知識の付与		
エ	・農用地その他の農業資源の案内 ・森林の案内 ・漁場の案内		
オ	・農作業体験施設等を利用する役務 ・山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務 ・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務		
上記ア～オに掲げる役務の提供のあっせん			
番号	具体的な内容	時 期	役務の提供場所、提供者の氏名（団体の場合は名称）、住所、電話番号*

*提供者に連絡して内容を確認したり、現地を確認する場合があるので、間違いないように記載願います。

【参考2】客室延床面積の算出方法

- ◎ 客室延床面積の算出方法は、旅館業法と建築基準法とで異なります。それぞれの法令で定められた方法で延床面積を算出してください。
- ◎ 別棟を客室として利用する場合には、建物ごとに民宿用途面積、住宅用途面積を算出し、その建物の用途を判断することになりますので、注意してください。

旅館業法・建築基準法による延床面積の算出方法

- 旅館業法による算出方法・・・壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって測定する。
- 建築基準法による算出方法・・・壁、柱等による区画の中心線で囲まれた範囲を測定する。

※消防法における面積は、建築基準法の算出方法によっています。

【参考3】『建築基準法』

「旅館」として扱う場合の主な基準

① 階段

⇒ 旅館として扱う場合の階段は、幅 75cm 以上、けあげ 22cm 以下、踏面 21cm 以上必要となります（直上階の居室の床面積の合計が 200 m² を超える場合は、幅 120cm 以上、けあげ 20cm 以下、踏面 24cm 以上）。また、高さが 1 m を超える階段には手すりの設置が必要になります。

② 防火上必要な間仕切壁

⇒ 旅館用途部分については、防火上必要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達している必要があります。対象は客室相互間の壁で 3 室かつ 100 m² 以下（100 m² を超える部屋はこの限りではない）に区画する壁または避難経路を区分する壁となります。

③ 非常用の照明装置

⇒ 旅館用途部分の居室、階段、通路等に非常用の照明装置の設置が必要で、照明装置は直接照明とし、床面において 1 ルクス以上の照度が必要となります。また、火災温度が上昇した場合においても、著しく光度が低下しない、予備電源を設けるなどの安全上の配慮も必要になります。

④ 内装制限

⇒ 火気使用室（調理室等）は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材とする必要があります。また、旅館用途部分の床面積の合計が 200 m² 以上である場合にあっては居室及び通路の仕上げ材料が制限されることがあります。

⑤ 2 以上の直通階段

⇒ 宿泊室の床面積の合計が 100 m²（柱、梁、壁などの主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られている場合は 200 m²）を超える階において、2 以上の直通階段の設置が必要となります。

⑥ 用途地域内の制限

⇒ 第 1 種、第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域において旅館の立地が制限されています。

⑦ くみ取り便所の禁止

⇒ 宿泊室の床面積の合計が 200 m² を超える場合において、くみ取り便所とすることが禁止されています。（静岡県建築基準条例）

※ 建物の構造や規模により、上記以外にも各種の規定が適用される場合があります。

【参考4】『消防法』

(1) 避難階における誘導灯・誘導標識について

下記アからウまでの条件のすべてに該当する場合には、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとします。

ア 次の①又は②に該当すること。

①各客室から直接外部に容易に避難できること。

②建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

イ 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

(2) 避難階以外における誘導灯・誘導標識について

- 主要な避難口を容易に見通しがかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離10m以下である場合は避難口誘導灯の設置を要しない。
- 主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通しがかつ識別することができ、当該避難口に至る歩行距離が30m以下である場合は通路誘導灯の設置を要しない。
- 主要な避難口を容易に見通しがかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離30m以下である場合は誘導標識の設置を要しない。
- 階段・傾斜路については、階段通路誘導灯の設置が必須。**（建築基準法による非常用の照明装置を設置することで代替え可能）

- ※ 上記内容は概ね想定される規模をもとに、規制内容を説明したものになります。床面積等によっては、他の消防設備等が必要になる場合がありますので、開業される場合は事前に消防署へご相談ください。
- ※ 市町の火災予防条例等により、届出等が必要となる場合があります。

用語の説明

○ **避難階**⇒直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。一般的には1階であるが、傾斜地等の場合は、他の階が避難階になることもある。

○ **直接外部に容易に避難ができること**

⇒すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。

○ **夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること**

⇒当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

【参考5】『民宿用途面積の算出方法例』

- ・ A 民宿専用面積=①+②=20 m²
- ・ B 住宅専用面積=③+④=30 m²
- ・ C 共用面積=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=50 m²
- ・ D 全体の面積=A+B+C=100
- ・ E 民宿用途面積=A+C×A/(A+B)=20+50×20/(20+30)=40 m²
- ・ F 住宅用途面積=B+C×B/(A+B)=30+50×30/(20+30)=60 m²



第3 「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に

【開業する前に検討すべき事項】

- 民宿開業の目的を明確にしましょう
- 『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう
- どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう
- 客室等の活用計画をたてましょう
- 農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう
- 現状を整理するとともに地域との連携を検討しましょう
- 民宿のリスクを把握しましょう
- 自己診断チェックシートにより、開業の準備状況を確認しましょう

1 民宿開業の目的を明確にしましょう

(1) どんな民宿にするのかを考えましょう

「静岡県農林漁家民宿」を開業する前に、「何のために開業するのか?」「どういった民宿にするのか」等、「経営方針」を明確にすることが必要です。

『経営方針の例』

【農林漁業(本業)を生かしつつ、新たな収入源を確保し、経営の安定を図る】

～農林漁業の副業として、民宿を開業する。さらに、自らの生産現場を見て、食してもらうことで、自身の農産物や加工品等の新たな顧客とし、販路の開拓を目指します。～

【都市住民と地域住民との交流拠点を創出し、地域の活性化に寄与する】

～地域の仲間と協力して、地域資源を活用した交流拠点作りを行い、地域が元気になる取組を行います。～

また、民宿の開業が、家族の生活に与える影響などを家族間でよく話し合っておくことが必要です。

家族の合意が得られた段階で、家族内での仕事の分担を決める等、あくまでも無理のない範囲でお客さんを迎える、接することができる民宿経営を組み立てることが必要です。

(2) 無理のない経営を心がけましょう

民宿経営の目的によって比重は異なりますが、「静岡県農林漁家民宿」は小規模な民宿となりますので、まずは副業として取り組むことが多いと考えられます。

民宿経営を始めると、当然のことながら企画・宣伝活動、経理、安全対策などの新たな仕事が増えます。体力面、資金面等あらゆる面で破綻をきたすことがないよう、無理のない経営を心がけましょう。

2 『農林漁業体験民宿』の開業事例を調べましょう

(1) 参考事例に学ぶ

民宿の開業を検討している方は、まず、参考事例を調べてみましょう。本やインターネットからも比較的簡単に情報収集ができます。

農林水産省では、民宿経営に成功し、地域資源や人材の魅力、安全・安心な滞在の提供などを通じて地域活性化に寄与している『農林漁業体験民宿』の女性を「農林漁家民宿おかあさん 100 選」として選定し、公表していますので参考にしてください。

「参考 インターネットサイト」

○農林漁家民宿おかあさん 100 選 WEB サイト

<http://www.ohrai.jp/okasan100/>

(2) 実際に『農林漁業体験民宿』に泊まってみる

民宿の開業に向けた計画を作成するに当たっては、まず、実際に開業している『農林漁業体験民宿』に宿泊し、経営者から開業前の苦労話や開業してよかつたこと、経営ノウハウ等の話を聞くことで、より具体的な農林漁家民宿のイメージができ、計画作りの参考になると思います。

3 どのようなスタイルの民宿にするのか考えましょう

(1) 食事提供スタイル

経営スタイルを定める最も大きな要素は、食事の提供の方法です。

食事を提供する場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となり、かつ、必要となる施設の設備条件が異なります。

以下に食事の提供方式による経営スタイルを整理しましたので、これを参考に自分にふさわしい民宿の経営スタイルを決めましょう。

経営スタイル (食事提供方式)	飲食店営業の許可	特徴
①素泊まり方式	不要	<ul style="list-style-type: none">・食事を提供しないので、経営者側の労力は大きく軽減されます。・近隣の農家レストランや郷土料理を提供する食堂との連携を図ることで、地域としての取り組みに誘導しやすい方式です。
②自炊式	不要	<ul style="list-style-type: none">・宿泊者が自炊できる施設を用意します。・近隣に直売所等、地域の食材が購入できる施設がある場合などに適した方式です。

③郷土料理体験式（共同調理方式）	不要	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者が経営者の家族などから郷土料理を教えてもらい、調理体験する方式です。 共同作業を行うため、宿泊者との親交を深めることができます。経営者側の労力は増えますが、宿泊者とのふれあいを重視する場合には適した方式といえます。 通常は②の自炊式とし、求めに応じて郷土料理体験を提供するのも良いと思われます。
④1泊朝食付き	必要	<ul style="list-style-type: none"> 民宿経営で労力のかかる食事提供のうち、朝食のみ提供する方式です。 ①と同様、近隣にレストランまたは自炊施設がある場合には有効な方式です。
⑤郷土料理体験+一泊朝食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ③と④を組み合わせた方式です。 <p>※ 飲食店の許可を取得した場合、その調理室を利用しての郷土料理体験はできません。</p> <p>例：夕食時・・郷土料理調理体験（体験活動は調理室以外の場所で実施） 朝食時・・食事提供（調理体験なし）</p>
⑥一泊二食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> 民宿経営上、食事の提供は多くの労力を必要としますので、宿泊者人数等を勘案して、無理のない経営となるようしましょう。 地元の旬食材を利用し、かつ、郷土料理を提供することで、個性ある民宿とすることが可能になります。

※ 飲食店営業の許可を取得した場合、調理室へは従事者以外は立ち入れないため、調理室を使って宿泊者との共同調理体験を行うことはできませんので注意してください。

（2）受入時期

宿泊客の受入時期には主に下記のスタイルがあります。民宿は、通年で経営しなくてはいけないものではありません。家族の状況や農林漁業の繁忙期などの状況に応じて、受入時期を限定して営業する方法も良いと思われます。

経営スタイル (接客方式)	特徴
①通年型	年間を通じて宿泊客を受入れる方式
②季節型	夏休み、冬休み、春休み、農閑期等期間を限定して営業する方式
③週末型	土曜日・日曜日、祝日に限定して営業する方式

4 客室等の活用計画をたてましょう

(1) どの部屋を活用するのか

客室として利用する家屋・部屋を決めましょう。

活用パターンとしては、以下のとおりですが、「静岡県農林漁家民宿」の客室面積要件(延床面積 33 m²未満)に適合するか確認してください。

○ 活用パターン

- ① 空き部屋活用（自宅の一室を活用）
- ② 別棟活用（自宅の同一敷地内の別棟を活用）
- ③ 空き家活用（実家等を活用）

(2) 改装に当たって・・・「豪華さ」より「清潔さ」をまず優先

「静岡県農林漁家民宿」は「ゆったりとした時間の中で、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿」を目指しています。このため、定員については、簡易宿所営業の1客室当たり有効面積 1.65 m²につき1人よりも余裕をもち、客室延べ床面積 3.3 m²につき1人程度とすることが望ましく、概ね9人までとしています。

小規模な民宿ですので、経営規模をよく理解して、初期投資はなるべく低く抑えることが重要です。

また、農林漁家民宿を利用するお客さんは、「田舎らしさ」を求めて訪れるため、ホテルや旅館のように部屋を改装する必要はなく、トイレやお風呂などの水廻りを清潔にしたり、食事提供をする場合に台所を改装したりする程度とし、最低限の投資に止めておくことをお勧めします。

5 農山漁村滞在型余暇活動のプログラムを検討しましょう

「静岡県農林漁家民宿」として開業するためには、余暇法の第2条第5項において「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」と定義されている農山漁村ならではの余暇活動を提供する必要があります。

体験メニューとは、例えば、畑の野菜を収穫してもらったり、夕食時に郷土料理と一緒に調理したり、農山漁村の集落を案内する等が体験メニューになります。

体験メニューは、受入時期に対応させて整理（参考：農林漁家民宿イメージづくりワークシート）しておきましょう。その中でも、民宿の売りとなる目玉メニューを作つておくとPRに効果的になります。また、自らの体験メニューだけでなく、地域の他の体験施設や農林漁業者等と連携することで、より多彩で魅力的な体験メニューを作ることが可能となります。

◎体験メニューの一例

農林漁業体験	田植え、稲刈り、脱穀、精米 野菜収穫、果実収穫 きのこ菌打ち、間伐、下草刈り 地引網
農林水産物の加工・調理体験	そば・うどん打ち、こんにゃく作り、豆腐作り、郷土料理作り
農山漁村の生活及び文化体験	炭焼き、わら細工、竹細工、草木染、祭り、昔の遊び、風習・文化体験
農地・森林・漁場の案内	集落散策、里山散策

6 現状を整理するとともに地域との連携を検討しましょう

(1) 現状の課題を整理しましょう

民宿の魅力を高めていくためには、個人の努力だけでは限界があります。

以下のポイントについて課題を整理しましょう。

- ポイント1：家族内等の合意、役割分担はできていますか。
- ポイント2：体験等の役務の提供内容は、宿泊者を満足させることができる、人に説明できる（誇れる）ものになっていますか。
- ポイント3：地域の人の理解は得られていますか。民宿を始めれば、地域に様々なお客様が訪れることがあります。民宿の営業について、予め周囲の人に説明する機会を作り、理解を求めるましょう。

(2) 地域との連携を検討しましょう

農山漁村ならではの余暇活動サービスを提供する上で、そのメニューの充実を図るために、地元の農林漁業者や事業者（直売所・レストラン等）、地元の文化や歴史を良く知る人、各種団体（NPO等）など、様々な活動団体・個人の方と共同して取り組んでいくことが必要です。

地元の方々との連携の可能性について幅広く検討することは、民宿経営の安定とともに、地域の活性化につながっていくものと思われます。

7 民宿のリスクを把握しましょう

農林漁家民宿は小規模ではありますが、旅館業法に定める簡易宿所営業であり、業として経営する以上は、想定される様々なリスク（危険性）を把握し、事前にその対処方法を定めておくことが重要です。

想定されるリスクには次のようなものがあげられます。

『想定されるリスク』

- 施設・設備のメンテナンス不足による事故
- 食中毒
- 火災・災害
- 交通事故・農林漁業体験中の事故
- 貴重品の紛失
- 個人情報の流出

こうした事態が発生した場合のことを想定し、万一の対応策を定めておきましょう。また、県が実施する農林漁家民宿を対象とした研修会に参加し、安全管理の対策や各種法令の改正状況等について、情報を入手するよう努めてください。

『万一の事故に備えて』

- 応急手当のできる医薬品や資材の確保
- 警察(駐在所)・消防署・病院・役場等の緊急時連絡先リスト
- 保険への加入
　旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、国内旅行傷害保険などの損害保険
- 貴重品の扱いやプライバシー確保についての「宿泊のルール」

など

8 自己診断チェックシートにより、開業の準備状況を確認しましょう

「静岡県農林漁家民宿自己診断チェックシート【開業支援用】」は、開業準備を進めるうえで、施設や設備管理、安全管理、衛生管理、ホスピタリティなどの必要な項目についてチェックを行うことで、改善項目の明確化や「気づき」を促し、開業時の品質レベルを確保しようとするものです。

40項目について、「満たしている」、「満たしていない」を自ら判断したうえで、満たしていない項目のうち、すぐに対応可能なものについては改善するよう努めてください。なお、全ての項目を満たしていなければ開業ができないというものではありません。

農林漁家民宿イメージづくりワークシート

作成年月日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農林漁業・加工の様子 (繁忙期、作業内容など)												
地域の様子 (季節のみどころ、祭り、花、遊び、体験など)												
その他来客の受入に配慮が必要なこと												
民宿営業時期												
民宿で提供・あっせんが可能な体験内容												
(*体験の種類 ①～⑤)												

*①農林水産業の体験 ②農林水産物の加工の体験 ③農林漁業、地域の生活・文化に関する知識の付与 ④農用地、森林、漁場の案内 ⑤体験施設の利用
⑥①～⑤のあっせん

静岡県農林漁家民宿自己診断チェックシート<開業支援用>

No	評価項目	自己診断項目	評価
1	事業認識	農林漁家民宿としての理念が明確である。	
2		その土地独自の資源を生かしている。	
3	社会性	人づきあいが好きで、それを楽しいと感じている。	
4		地域の人々とのネットワーク(交流・連携)が構築されている。	
5		近所づきあいを大切にし、地域住民に対して配慮をしている。	
6	立地・環境	公共交通機関利用の場合や車でのアクセスがわかりやすい。	
7		民宿周辺は、ゴミなどが多く、清掃が行き届いている。	
8	屋外施設	民宿の入口から玄関までのアプローチや庭が、質感良く感じられる作りになっている。	
9		安全に駐車できるよう、十分なスペースを確保している。	
10	屋内施設	室内の清掃やメンテナンス(ドアの開閉・タンスの引き出し・備品等)が行き届いている。	
11		民宿内の共有スペースとプライベートスペースが分かれている(ドアの施錠の可否など)。	
12		シーツ・枕カバー等にはころび、しみ等がなく、常に清潔にしている(新品ということではない)。	
13		トイレ、洗面所、浴室は、清掃をこまめに行い清潔な状態を保つとともに、メンテナンスが行き届いている。	
14		トイレは、水洗式、又はそれに近い設備がある。	
15		洗面所の家族用のタオルや歯ブラシ等と宿泊客が使用するタオル等が明確に分離されている。	
16		浴室の施錠ができる。または使用状況がわかる工夫をしている。	
17		脱衣所の脱衣籠・ドライヤー・鏡・ゴミ箱などの備品が用意されている。	
18		テーブルや囲炉裏等の家具・調度品の清潔感が保たれ、整理整頓されている。	
19		玄関・廊下・客室・浴室・洗面所・トイレなどで、引き戸・手すり等の設置や段差解消を行っている。	
20	安全管理	消防署の指導に基づき、必要とされる設備(火災報知機、防火カーテン、誘導灯等)を適切に設置している。	
21		耐震診断を受けている(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の場合)。	
22		家具などに、転倒防止措置を実施している。	
23		地震・津波等の災害発生時の避難場所を理解し、誘導経路及び所要時間を確認している。	
24		消防署、病院、保険会社等の連絡名簿を作成している。	
25		救急箱(薬)があり、薬の在庫管理をしている。	
26		旅館賠償責任保険に加入している。	
27		懐中電灯、ラジオを備えるとともに、水・食料を備蓄している。	
28		窓・壁などの建物の破損や、壁紙の剥がれ、障子の破損等がないか確認している。	
29	ホスピタリティ	周辺の観光地や、その土地の歴史、文化、見所などの質問に答えられる。	
30		館内に周辺地域のパンフレットなどを用意している。	
31		自家製野菜や手作りの加工品などがある。	
32		地元の農林水産物や郷土料理を取り入れるなど、地域の特徴を生かすよう工夫している。	
33	体験メニュー	自然・文化・歴史等を活用した、その地域ならではの体験プログラムがある。	
34		体験時、事故等の緊急事態が発生した場合の対処方法(緊急連絡網)が明確になっている。	
35		各種体験において、担当者或いは責任者を明確に定めている。	
36	情報・案内	予約の電話が常に受けられるよう、電話がつながらないことがないようにしている。	
37		インターネットのホームページを開設している。	
38	価格設定	宿泊費に何が含まれているか明確に説明できる。	
39		飲食代金や体験料金などが、明確に示されている。	
40	地域連携	農家レストランや農産物直売所、体験施設、観光施設などとの連携がとれている。	

※評価欄に「○」或いは「×」を記入してください。

第4 開業に向けた各種法令等の手続き

1 旅館業法にすること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課
(静岡市、浜松市については、市保健所)

- 旅館業法第3条による簡易宿所営業許可を取得する必要があります。
- 「静岡県農林漁家民宿」の場合、ほぼ既存の住宅のままで営業許可が得られる場合もありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口に相談してください。

『主な構造設備基準』

- 入浴設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること（近隣に公衆浴場がある場合は、この限りではない）。
- 洗面設備：宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 便 所：適当な数の便所を有すること。
- その他：適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※ なお、玄関内等にお客様と面接するための適当な設備（スペース）を必ず設けてください。

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
 - 旅館業法許可申請（県保健所の場合）
 - ・許可申請手数料 22,000円
- 必要書類：①旅館業許可申請書※
- ②水道水使用証明書又は水質検査成績書
 - ③図面（地図、配置図、各階平面図(1/100以上)
 - ④法人の場合 定款又は寄付行為の写し
 - ⑤循環ろ過装置等を設置する場合 その概要書
 - ⑥衛生管理に係る計画書※
 - ⑦農林漁家民宿確認書写し
 - ⑧建築確認通知書の写し(建築確認が必要な場合は提示)
 - ⑨建築物検査済証の写し(建築確認が必要な場合は提示)
 - ⑩消防法令適合証明書（証明書が交付された場合は提示）
- ※ 様式は、静岡県庁ホームページからダウンロードできます。
- 営業開始後、申請の内容に変更があった場合には、手續が必要となることがありますので、保健所に御確認ください。

2 食品衛生法に関すること

相談窓口：県保健所（県健康福祉センター）衛生薬務課
(静岡市、浜松市については、市保健所)

- 食事の提供を行う（郷土料理体験式を除く）場合は、飲食店営業の許可を取得する必要があります。
- なお、飲食店営業の許可を取得した場合、営業用の調理室へは従事者以外は立ち入れないため、調理室を使ってお客様と共同調理体験を行うことはできませんので注意してください。
- 静岡県では、下記の条件をすべて満たす場合に限り、食品営業許可の営業施設基準の一部を緩和しています。

((基準緩和の条件))

- ・「静岡県農林漁家民宿」基準に合致し、かつ「静岡県農林漁家民宿」の確認に関する事務取扱要領に基づく確認を受けていること。
- ・一度に提供する食事数が9食以下であること。
- ・食事を提供する範囲は当該施設における宿泊者に限ること。

※宿泊定員が10人以上で、飲食店営業の許可を取得したい場合は、各保健所に相談してください。

- 営業開始後に上記の条件を満たさなくなった場合は、速やかに通常の基準（緩和のない基準）を満たすように改修するか、もしくは飲食店営業を廃業しなければなりません。
- 詳細は保健所へ御確認ください。

『主な営業施設基準』

- 公衆衛生上の見地から営業施設の基準を規定しています。営業許可の取得には、この基準に合致した営業施設を整備しなければなりません。

※点線部分は上記条件を満たした場合の基準の緩和が適用されています。

[構造]

□調理室：調理室は住居、客室等と区画されていること。衛生上支障がない場合は、区画は、カウンター、アコーディオンカーテン等による区分とすることができる。また、調理室は家庭用の台所と共用することができる。なお、調理室へは従事者以外が立ち入ることはできません。

□内壁：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。

□床：清掃しやすい構造であること。

□天井：隙間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。

*清掃しやすい構造とは、表面が平滑で、例えば汚れた場合にきれいにふき取れるような構造です。

[設備]

- 手洗設備：流水式洗浄設備と兼用することができる。ただし、手指消毒装置は設置すること。
- 洗浄設備：流水式洗浄設備は、1槽以上あること。
- 殺菌設備：ガスレンジや給湯設備などで殺菌できること。
- 温度計付き冷蔵庫：庫内の温度を測れること。
- 食品・添加物・器具・容器包装の保管設備：食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。

『主な管理運営基準』

- 飲食店を営業していくうえで、営業施設の内外の清潔保持やねずみ、昆虫等の駆除など、講すべき措置に関する基準を規定しています。
営業者は、この規準を遵守しなければなりません。
※静岡市及び浜松市では管理運営基準を独自に定めています。両市内で営業する方はそれぞれの市保健所へ御確認ください。

- ねずみ・昆虫の駆除記録：ねずみ族及び昆虫の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の検査の実施：水道水以外の水を使用する場合は、公的試験機関等が飲用に適すると認めた水であること。また、年1回以上水質検査を行い、その成績書を1年間以上保存すること。
- 井戸水等の殺菌装置の点検：水道水以外の水を使用し、殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、装置の作動状況を1日1回以上点検し、その記録を1年間以上保存すること。
- 食品取扱者の検便の実施：食品取扱者は年2回以上の検便を受け、その記録を1年間以上保存すること。

*上記の各検査等にかかる費用は営業者の負担となります。

『食品衛生責任者の設置』

- 飲食店の営業にあたっては、その施設ごとに食品衛生に関する責任者（以下、食品衛生責任者という。）を置かなければなりません。
食品衛生責任者は、その施設の営業に従事するものであって、栄養士、調理師、製菓衛生師などの一定の資格を有することが条件になります。また、これらの定められた資格を持っていない場合でも、知事が指定する講習を修了することで、食品衛生責任者として認められます。

『知事が指定する講習の概要』

講習会の名称	実施団体	講習時間	講習料
食品衛生責任者養成講習会	(一社)静岡県食品衛生協会	6 時間	11,000 円

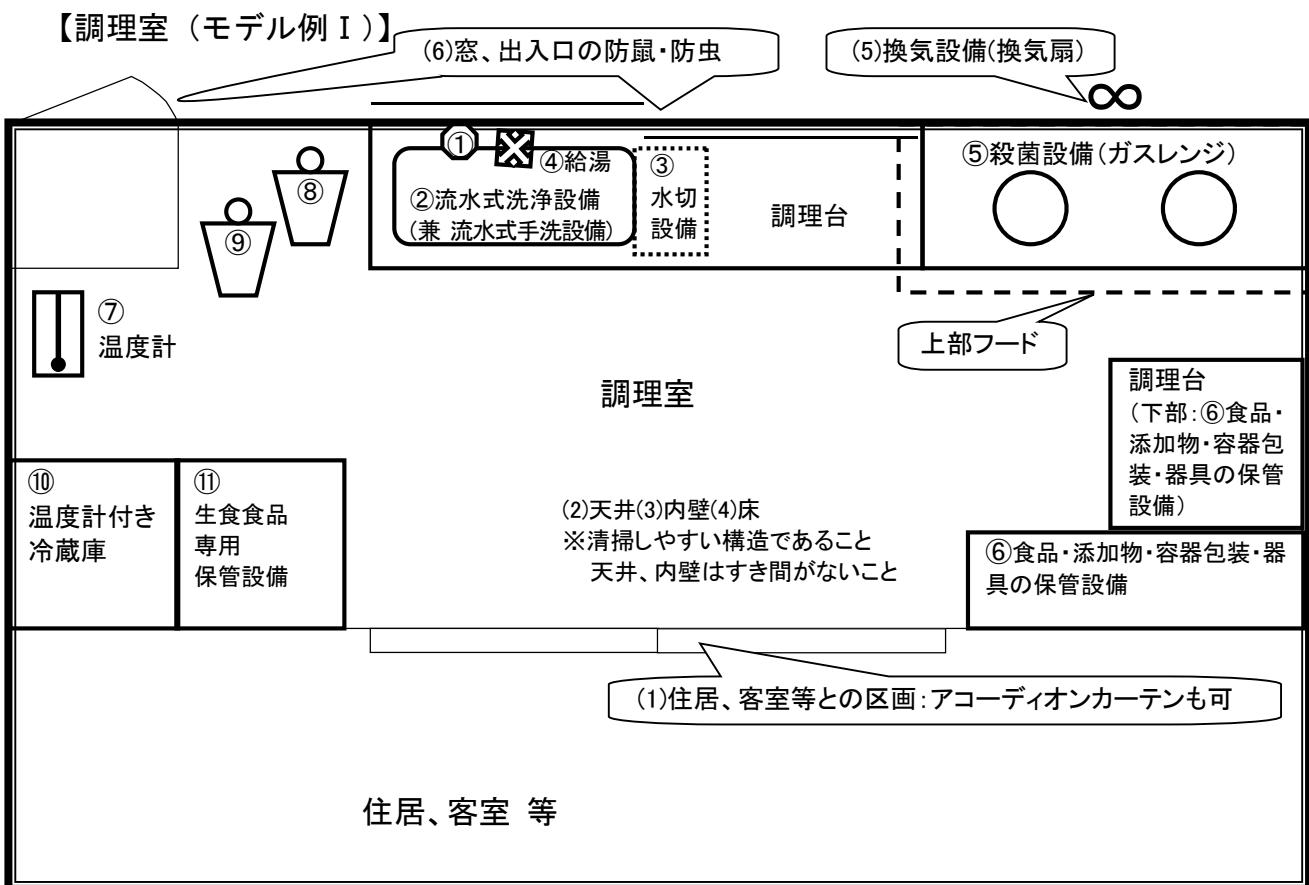
- * 具体的には、(社)静岡県食品衛生協会の支所単位で開催しています。
講習会の開催日時・会場等は(一社)静岡県食品衛生協会のホームページ(<http://www.shizushokukyou.or.jp>)で御確認ください。

『手続』

- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 飲食店営業許可申請
 - ・許可申請手数料 16,000 円
必要書類：①営業許可申請書
②営業設備の構造を記載した図面
③水道水以外の場合、最近 6 ヶ月以内に行った使用水の試験成績書
④申請者が法人の場合、定款
⑤食品衛生責任者設置届出書（新規許可申請の場合のみ）
⑥「静岡県農林漁家民宿」確認書写し
- 営業開始後、申請の内容に変更があった場合には、手続が必要となることがありますので、保健所に御確認ください。

『営業許可の有効期間』

- 営業許可の有効期間は 5 年です。5 年毎に営業許可を継続するための手続（継続許可申請）を行う必要があります。
・継続許可申請手数料 8,000 円



※詳細は、保健所に御確認ください。

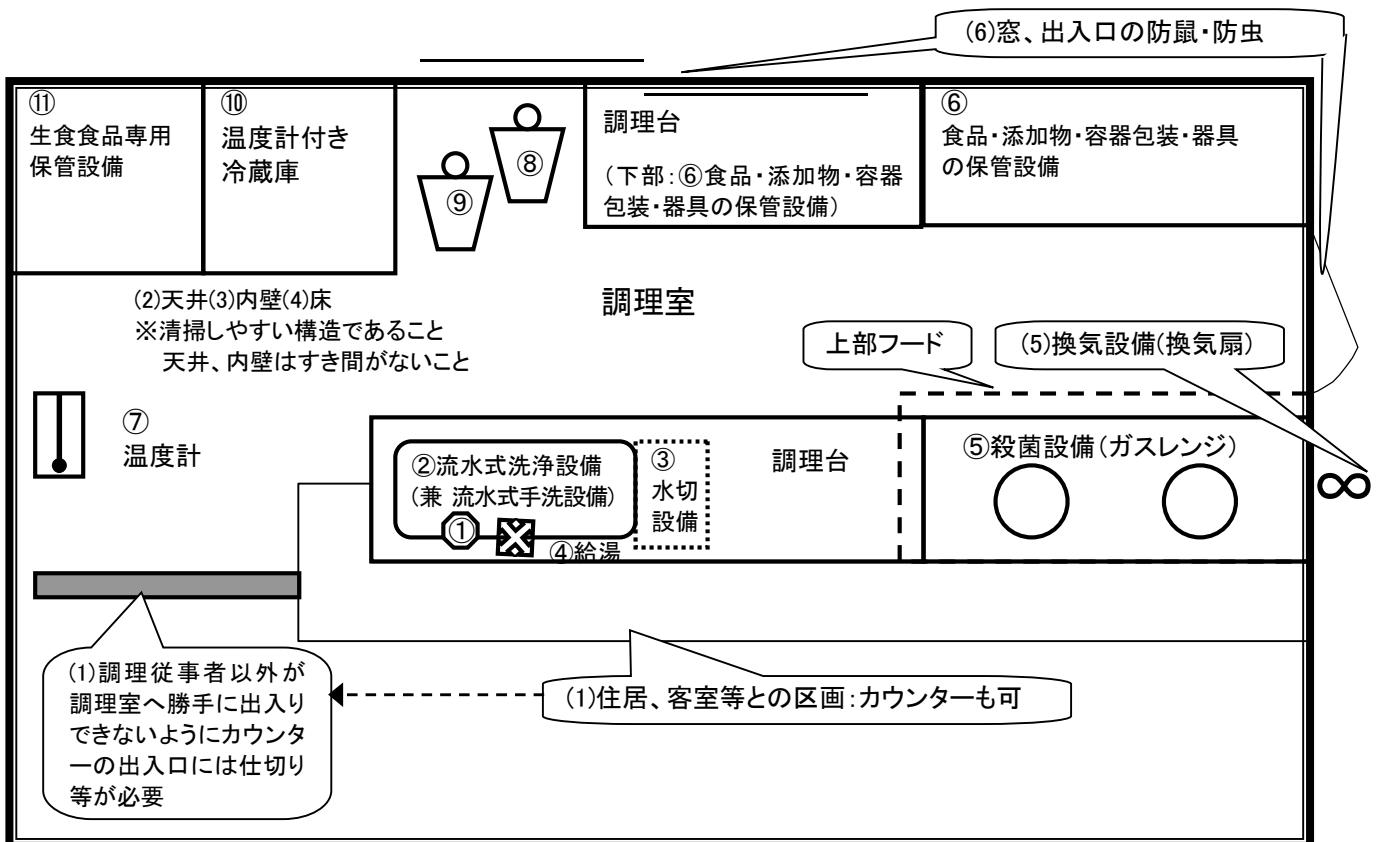
<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では 100 ルクス以上、食品保管設備では 20 ルクス以上であること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備: 流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ②流水式洗浄設備: 1槽以上とすることができます。
- ③水切り設備: 器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ④給湯設備
- ⑤殺菌設備: ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑥食品・添加物・容器包装・器具の保管設備: 食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑦温度計: 見やすい箇所に設置すること。
- ⑧廃棄物容器: 汚水、臭気がもれないこと。耐水性であること。
- ⑨有毒廃棄物容器: ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑩温度計付き冷蔵庫
- ⑪生食食品専用保管設備: 調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

【調理室（モデル例Ⅱ）】（調理室と客席をカウンターで区画する場合）



詳細は、保健所に御確認ください。

<構造>

- (1)住居、客室等と区画されていること。区画はカウンターやアコーディオンカーテンによる区分でも可とする。
- (2)天井、内壁、床は清掃しやすい構造であること。
- (3)換気が十分できる構造で、熱蒸気が著しく発生する場所に換気装置があること。
- (4)窓、出入口、排水口その他必要な場所に、防鼠・防虫の設備があること。
- (5)排水口は衛生上適切な構造であること。
- (6)明るさは、作業台面では100ルクス以上、食品保管設備では20ルクス以上であること。
- (7)更衣設備は調理室の外にあること。
- (8)便所は営業施設に影響しない構造であること。便所には手指消毒装置及び流水式手洗設備があること。
- (9)水道水又は飲用適の水を豊富に供給できる設備があること。飲用適の水の水源は不潔な場所に位置せず、外部からの汚染を防げる構造であること。

<設備>

- ①手指消毒装置
- ②流水式手洗設備: 流水式洗浄設備と兼用することができる。
- ③流水式洗浄設備: 1槽以上とすることができます。
- ④水切り設備: 器具等を衛生的に水切りできる設備。
- ⑤給湯設備
- ⑥殺菌設備: ガスレンジや給湯設備など熱や薬剤等で殺菌できる設備。
- ⑦食品・添加物・容器包装・器具の保管設備: 食品の取扱量、種類に応じたものであること。器具等は肉用、野菜用など必要とされる種類、数を備えること。
- ⑧温度計: 見やすい箇所に設置すること。
- ⑨廃棄物容器: 汚水、臭気がもれないこと。耐水性であること。
- ⑩有毒廃棄物容器: ふぐ等の有毒部分を廃棄する場合に限る。有毒物と朱記すること。
(※ふぐを処理する場合には、別途、ふぐ処理師の資格や登録が必要です。事前に保健所へ御相談ください。)
- ⑪生食食品専用保管設備: 調理した生食食品を保管する設備。生食食品を保管する場合に必要。ただちに提供する場合は省略可。

3 都市計画法に関するここと（市街化調整区域の場合）

相談窓口：各市町開発許可担当課

『主な取り扱い基準』

- 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であり、新たに民宿を建築したり、既存の住宅の一部を民宿に変えたりすることは原則として禁止されています。
- 現に住宅の用に供している建物の一部などを利用して「静岡県農林漁家民宿」を開業しようとする場合、開発許可等の処分庁（各市町開発許可担当課）から都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要があります。

『手続』

- 「静岡県農林漁家民宿」開業予定の場所が市街化調整区域である場合は、都市計画法上の許可が必要となりますので、各市町開発許可担当窓口に相談してください。

『参考』・・市街化調整区域のある市町

静岡市、浜松市、沼津市、富士市、三島市、富士宮市、焼津市、藤枝市、御殿場市、磐田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町

- 静岡市、浜松市、沼津市、富士市においては、各市の許可基準に基づき許可を行っています。
- 上記4市以外の市町においては、静岡県開発審査会の包括承認基準28（11ページ参照）に適合しております、処分庁が市町の土地利用上支障がないとして許可する場合には、民宿への用途変更が可能となります。また、包括承認基準28に適合しない場合（個人以外の者が開業者となる場合や、開業者自ら居住の用に供する建築物以外を利用して開業する場合など）については、処分庁が許可相当と判断し、静岡県開発審査会の議を経た場合に、民宿への用途変更が可能となります。

- ※ なお、許可に当たっては、農林漁家民宿への用途変更が当該市町の予定地で行われても支障がないかどうかを、周辺の土地利用状況等と当該農林漁家民宿の営業形態に応じて個別に審査しますので、例えば生活排水が周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市町が判断した場合は、合併処理浄化槽の設置等を条件にすることがあります。

4 消防法に関すること

相談窓口：各市町の消防本部等

- 消防法関係法令では、万一の火災発生に備え、消防用設備等の設置や宿泊客の避難設備及び防炎管理体制などについて基準を定めています。
- 増改築を行わない場合であっても、簡易宿所等への用途変更を行い、旅館業の営業許可を取得するには、消防用設備等の基準を満たしているかについて、所管の消防本部の確認が必要となります。

『主な構造設備基準』

1 「民宿用途面積（※1） $\leq 50\text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積<住宅用途面積」

⇒ 【一般住宅扱い】・・・ **住宅用火災警報器**

2 「民宿用途面積 $\leq 50\text{ m}^2$ 」かつ「民宿用途面積>住宅用途面積」

⇒ 【民宿】・・・ **防火対象物使用開始届出書の提出**
防炎物品の使用（カーテン・じゅうたん等）
誘導灯・誘導標識（※2）
自動火災報知設備

※ 民宿用途面積と住宅用途面積が等しい場合には複合用途防火対象物となり、3と同じ扱いになります。

3 「民宿用途面積 $> 50\text{ m}^2$ 」

全体の面積に関わらず必須	①防火対象物使用開始届出書 ②防炎物品の使用（カーテン・じゅうたん等） ③誘導灯・誘導標識（※2） ④自動火災報知設備
用途面積が 150 m^2 以上の場合	上記に加えて ⑤消火器

『手続』

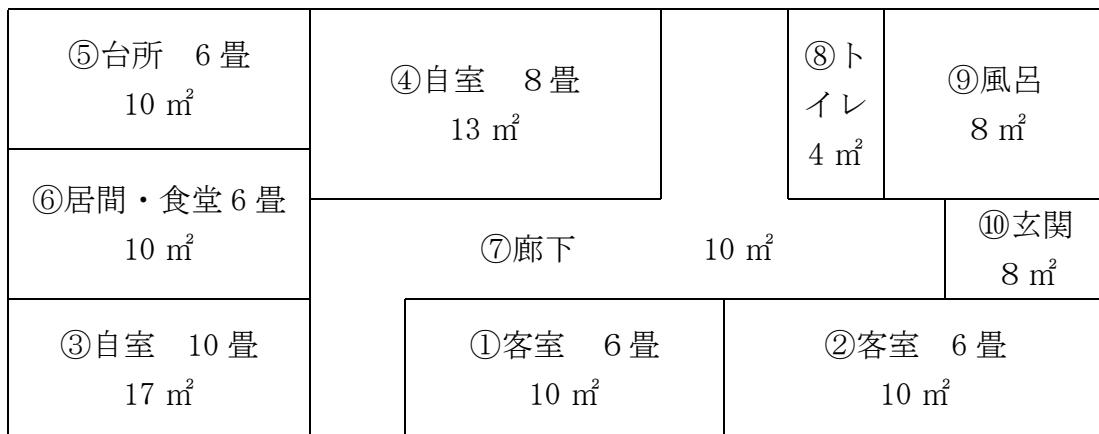
- 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】
- 消防法令適合通知書交付申請

（上記1については、一般住宅扱いのため、消防法令適合通知書は必要ありません）

※1 民宿用途面積は、民宿用途専用部分の床面積に、一般住宅と共用する部分の床面積を各々の専用部分の床面積で按分した面積を加えたものとなります。

【民宿用途面積の算出方法例】※計測は建築基準法による

- ・ A 民宿専用面積=①+②=20 m²
- ・ B 住宅専用面積=③+④=30 m²
- ・ C 共用面積=⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=50 m²
- ・ D 全体の面積=A+B+C=100
- ・ E **民宿用途面積=A+C×A/(A+B)=20+50×20/(20+30)=40 m²**
- ・ F **住宅用途面積=B+C×B/(A+B)=30+50×30/(20+30)=60 m²**



※2 避難階における誘導灯・誘導標識について

下記（1）から（3）までの条件のすべてに該当する場合には、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

（1）次の①又は②に該当すること。

- ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
- ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

（2）民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通り抜けて安全な場所へ避難できること。

（3）民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

【参考】

1 避難階以外における誘導灯・誘導標識について

- ・ 主要な避難口を容易に見通しがかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離 10m以下である場合は避難口誘導灯の設置を要しない。
- ・ 主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見通しがかつ識別することができ、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下である場合は **通路誘導灯の設置を要しない。**
- ・ 主要な避難口を容易に見通しがかつ認識でき、当該避難口に至る歩行距離 30m以下である場合は**誘導標識の設置を要しない。**
- ・ **階段・傾斜路については、階段通路誘導灯の設置が必須。**（建築基準法による非常用の照明装置を設置することで代替え可能）

【用語説明】

○ **避難階**⇒直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。一般的には 1 階であるが、傾斜地等の場合は、他の階が避難階になることもある。

○ **直接外部に容易に避難ができること**

⇒すべての客室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該建物に不案内な宿泊者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。

○ **夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること**

⇒当該建物の宿泊者が各客室から廊下又は通路に出た際に、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各客室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

5 建築基準法に関すること

相談窓口：静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市（全ての建築物）・・

各市建築担当課

伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川

市、袋井市、湖西市（小規模建築物のみ）・・各市建築担当課

上記以外・・県土木事務所建築担当課

- 民宿は、原則として建築基準法上「旅館」として扱われますが、以下の要件を満たせば、「旅館」に該当しないことになります。
- 建物を新築、増築等する場合、あるいは既存の住宅を民宿に用途変更し、その用途面積が 200 m²を超える場合には、建築確認申請の手続きが必要となる場合があります。

『主な構造設備基準』

1 次のいずれにも該当する場合は、旅館に該当せず、住宅として扱われます。

（国土交通省住宅局建築指導課長 平成 17 年 1 月 17 日付け国住指第 2496 号）

（1）住宅の一部を農林漁家民宿として利用すること。

（住宅敷地内の離れを利用する場合も可）

（2）客室の床面積の合計が 33 m²未満である場合（客室の延床面積の算定は「壁、柱等による区画の中心線で囲まれた部分」となります）。

（3）各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められるこ

と。

※ 上記相談窓口に、この条件に該当するかどうか相談してください

2 昭和 56 年より以前に建てられた建物については、現行の耐震基準を満たしていない場合がありますので、耐震診断、耐震改修をお勧めします。

『手続』

○ 事前相談【必要書類：民宿開業チェックシート、建物配置図、平面図、位置図】

※ 客室の延床面積の合計が 33 m²未満であり、建築確認申請が必要ない場合でも、
避難上支障がないかどうか、図面等により確認する必要があります。
この時点で了解を得てください。

【参考】

次のような場合は、建築確認の申請を行い確認済証の交付を受ける必要があります。詳しくは上記相談窓口にご相談ください。

- ① 新築、増築、改築、大規模な修繕・模様替えをする場合
〔建物の構造や規模により申請が必要となる場合が異なります。なお、都市計画区域内において新築、増築（防火・準防火地域外において 10 m^2 未満である場合を除く）する場合は、申請が必要です。〕
- ② 既存の住宅を用途変更することにより、民宿の用途面積が 200 m^2 を超える場合

6 水質汚濁防止法に関すること

相談窓口：東部・中部・西部健康福祉センター

申請窓口：各市町

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市の相談窓口、申請窓口は各市環境保全担当課)

- 「静岡県農林漁家民宿」の開業には、既存の施設等を使う場合でも、ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設の特定施設がある場合には、水質汚濁防止法第5条第1項の規定により「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。
- 下水道を使用している場合、「特定施設設置届出書」の提出が不要の場合がありますが、個別ケースで異なりますので、必ず、上記相談窓口に相談してください。

【特定施設】・・・「厨房施設」「洗濯施設」「入浴施設」

『手続』

- 事前相談【必要書類：施設図面、排水処理設備の図面】
開業の60日以上前に提出する必要があります。
開業期日を決めて御相談ください。
- 申請手数料は無料です。

『その他』

- 受理書の交付後、特定施設設置届出書に記載した使用開始予定日から営業を開始できます。

7 净化槽法に関するこ

相談窓口：賀茂・東部・中部・西部健康福祉センター

(静岡市、浜松市、沼津市、富士市は各市净化槽担当課)

※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関するこは、建築基準法に関する相談窓口が担当になります。

- 『農林漁業体験民宿』は、これまで、建築基準法上「旅館」として扱われてきましたが、平成17年1月17日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知により、客室の延床面積の合計が33m²未満の小規模なもので避難上支障がなければ、「旅館」に該当しないことになりました。
- これにより、「静岡県農林漁家民宿」基準に基づく農林漁家民宿であり、かつ、避難上支障がないと判断される場合については、净化槽の大きさの算定は住宅施設にかかる算定によることになりますので、民宿の定員(人)分に係る净化槽の増設の必要はなくなりました。

『構造基準（処理対象人員算定基準）』

净化槽の大きさは、利用者数に対して、大きすぎても小さすぎても良くありません。算定に当たっては、建築基準法に関する窓口に御相談ください。

1 住宅の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
住宅施設	A≤130m ² の場合	算定式	算定単位
		n=5	n：人員(人)
	130m ² < Aの場合	n=7	A：延面積(m ²)

2 宿泊施設（簡易宿泊所）の場合の算定基準

建築用途		処理対象人員	
宿泊施設	簡易宿泊所	算定式	算定単位
		n=P	n：人員(人) P：定員(人)
住宅と宿泊 共用の場合	住宅用途面積130m ² 以下	n=P+5(人)	n：人員(人) P：定員(人)
	住宅用途面積130m ² 超	n=P+7(人)	n：人員(人) P：定員(人)

※ 旅館業法において旅館に該当する場合は、上記によらず別途の算定式となります。

『手続』

- 浄化槽を新設する場合は、浄化槽設置届が必要です。
(建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請書への添付となります。建築基準法に関する窓口に御相談ください。)
- 浄化槽の使用開始後、30日以内に使用開始報告書を提出してください。また、届出後、変更や廃止をしようとする時は、窓口まで御相談ください。

『お願い』

○ 浄化槽管理者の3つの決まりごと！

浄化槽は、微生物の働きによって水をきれいにする施設ですので、適正に維持管理を行わないと浄化槽(微生物)の機能を十分に発揮させることはできません。

この場合、河川・湖沼には汚れた水がそのまま流れ出してしまうことになり、水質汚濁の原因となってしまいます。

このため、浄化槽管理者には、浄化槽法で定期的な保守点検と清掃の実施、また、これらが適正に行われているかを確認するため、年に1度の法定検査の受検が義務付けられています。

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理していくために、①保守点検、②清掃、③法定検査を必ず実施してください。

○ 「単独処理浄化槽」を設置している方は、「合併処理浄化槽」へ転換しましょう！

「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、台所や洗濯、風呂などから流す生活雑排水は処理していません。

水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の管理者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えに対して、補助を行っている市町もありますので、積極的な合併処理浄化槽への転換をよろしくお願いします。

第5 民宿運営に関する法令等

1 旅行業法に関すること

相談窓口：県文化・観光部観光交流局観光政策課

『規制緩和』

- 「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」(平成15年3月20日付け国総観旅第526号)
□農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス（これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。）を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

『旅行業とは』・・報酬を得て、旅行業務（旅行者のために運送・宿泊サービスの代理・媒介・取次等をすること）を取り扱うことを事業としていること。

【参考】 旅行業法に抵触する行為の例

- 1 農家民宿までの送迎、又は農業体験サービス提供場所への輸送手段として、自らの所有する車両を使用せず、バス会社等へバス等を手配し、対価を得ること。
- 2 他の宿泊施設へ宿泊することについて、その施設に代理して旅行者と契約を結び、媒介、取次ぎをすること。
(例えば、
 - ・収容以上の宿泊希望者があった場合に近くの宿泊施設に泊まつてもらうため、あらかじめ宿泊施設と提携しておき、宿泊手続きを民宿にてとること
 - ・何軒かの農家民宿がグループとなり、共同で募集し、一括して旅行者と契約を結ぶこと)
- 3 他の宿泊施設への宿泊も含んだパッケージツアー等を組んで販売すること。(例えば、1泊目は農家民宿、2泊目は旅館など)

2 道路運送法に関すること

相談窓口：国土交通省中部運輸局静岡運輸支局（電話番号：054-261-2898）

『規制緩和』

- 「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアーパートicipant者を対象に行う送迎のための輸送について」（平成23年3月31日付け国自旅第239号）
- 1 農家民宿等を含めた宿泊施設が、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送（送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む。）については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、送迎を利用するものと利用しないものとの間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を收受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。
- 2 1の「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれと準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送を言う。なお、「最寄りの駅又はこれと準ずる場所」であるか否かの基準は地域の事情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではない。
- 3 1の「送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合」とは、周遊案内を伴わない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる輸送をいう。
- 4 1の「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本格的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意味するものである。

3 『農林漁業体験民宿』登録制度に関すること

登録機関：財団法人都市農山漁村交流活性化機構（愛称「まちむら交流きこう」）

（電話番号：03-4335-1984、URL：<https://www.kouryu.or.jp>）

：株式会社百戦錬磨 東京オフィス 農林漁業体験民宿登録推進チーム

（電話番号：03-6206-9176、URL：<https://www.hyakuren.org>）

『農林漁業体験民宿』とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）第2条第5項が規定する『施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する』宿です。

『農林漁業体験民宿』の登録は、余暇法第16条に基づく制度で、農林水産大臣から「登録実施機関」の登録を受けた、上記2団体が行っています。『農林漁業体験民宿』の登録条件及び申請手順は次のとおりです。

1 登録の条件

（1）余暇法施行規則第2条に基づく「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供すること

ア 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産動植物養殖の体験指導

イ 農林水産物の加工または調理の体験指導

ウ 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与

エ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内

オ 農林漁業体験施設等を利用する役務

カ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

（2）余暇法施行規則第14条（農林漁業体験民宿業者の登録基準）に従って営業を行うこと

「登録基準」・・・【参考資料】を参照。

- ・農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
- ・利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- ・地域の農林漁業者との調整に関する事項
- ・その他の事項

2 登録までの流れ

①申請 → ②受付・審査 → ③決定 → ④登録 → ⑤登録証・標識送付

（1）申請（必要書類等の提出・登録料等の納入）

登録に当たっては、必要事項を記載した登録申出書をはじめ要件確認等のための次の書類等を当機構に提出ください。

- ア 登録申出書（収入印紙 15,000 円分を添付）
- イ 標識借受申出書・登録費用振込先連絡票
- ウ 旅館業法に基づく「営業許可書」コピー又は、住宅宿泊事業法規則に規定する「届出番号の通知」コピー
- エ （食事提供する場合）食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」コピー
- オ （船舶で漁撈体験させる場合）遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」コピー
- カ 旅館賠償責任保健等「加入者証」コピー
- キ ホームページ等広報用アンケート票
- ク 写真（データ転送可）①建物外観 ②夕食メニュー又は入浴施設
③体験指導・地域案内の様子

3 費 用

- 1) 初回登録時の必要経費
 - ① 登録手数料：新規登録者の審査手続等（2,000 円）
 - ② 標識貸出料：登録標識の貸出（10,000 円／登録廃止までの貸出）
- 2) 登録した翌年からも必要な費用
 - ① 年会費：更新費用（機構 Web サイトで宿情報を PR。随時マスメディア等へも広報）（2,000 円／年）
 - ② 保険料：登録者専用の損害保険制度（実費）
(地元保険会社が提供する保険に個別加入している場合は不要です)

※ 詳細はそれぞれの団体にお問合せください。

【参考】 余暇法施行規則 14 条

余暇法第 16 条第 1 項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項

- イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のため必要な措置が講じられていること。特に漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
- ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
- ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- ニ 宿泊に関する役務及び自らまたは斡旋により提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
- ホ 斡旋により農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。
- ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導または食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。

2 利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命または身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。

3 地域の農林漁業者との調整に関する事項

- イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
- ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに關し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
- ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

4 その他の事項

- イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
- ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

第6 参考資料

1 相談窓口一覧

(1) 「静岡県農林漁家民宿」に関する相談窓口

※ 全体相談及び「静岡県農林漁家民宿」の確認を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
農林事務所	賀茂農林事務所地域振興課	0558-24-2079
	東部農林事務所地域振興課	055-920-2161
	富士農林事務所生産振興課	0545-65-2192
	中部農林事務所地域振興課	054-286-9281
	志太榛原農林事務所地域振興課	054-644-9224
	中遠農林事務所地域振興課	0538-37-2283
	西部農林事務所地域振興課(天竜区を除く)	053-458-3522
	西部農林事務所天竜農林局地域振興課	053-926-2139
本庁	文化・観光部観光政策課	054-221-3617

(2) 旅館業法及び食品衛生法に関すること

※ 旅館業の営業許可、食品営業許可を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
保健所	賀茂健康福祉センター衛生薬務課	0558-24-2057
	〃 松崎支援室	0558-42-0262
	熱海健康福祉センター衛生薬務課	0557-82-9115
	東部健康福祉センター衛生薬務課	055-920-2107
	〃 修善寺支所	0558-72-2310
	御殿場健康福祉センター衛生薬務課	0550-82-1223
	富士健康福祉センター衛生薬務課	0545-65-2620
	中部健康福祉センター衛生薬務課	054-644-9283
	〃 榛原分庁舎	0548-22-1151
	西部健康福祉センター衛生薬務課	0538-37-2245
	〃 掛川支所	0537-22-3262
	〃 浜名分庁舎	053-594-3661
本庁	健康福祉部 衛生課 (生活衛生班)	054-221-3281
	〃 (食品乳肉衛生班)	054-221-2446

※ 静岡市、浜松市については、市保健所が窓口になります。

(3) 消防法に関すること

※ 消防法令適合通知書の交付を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
本庁	危機管理部 消防保安課	054-221-2074
※ 各市町の消防局或いは消防本部が窓口になります。		

(4) 建築基準法に関すること

※ 建築確認、建築指導を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
土木事務所	下田土木事務所都市計画課	0558-24-2109
	熱海土木事務所都市計画課	0557-82-9191
	沼津土木事務所建築住宅課	055-920-2224
	島田土木事務所建築住宅課	0547-37-5273
	袋井土木事務所建築住宅課	0538-42-3294
	浜松土木事務所建築住宅課	053-458-7283
本庁	くらし・環境部 建築安全推進課	054-221-3345
※ 1 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市の場合は、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 2 伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市の場合は、木造等の小規模な建物に限り、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 3 上記※ 1, 2 以外の場合にあっては、土木事務所の建築担当課が窓口になります。		

(5) 都市計画法に関すること

※ 市街化調整区域における開発（建築）行為の許可等を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
静岡市	開発指導課	054-221-1118
浜松市	土地政策課	053-457-2373
沼津市	まちづくり指導課	055-934-4761
富士市	土地対策課	0545-55-2796
三島市	都市計画課	055-983-2632
御殿場市	都市計画課	0550-82-4222
裾野市	まちづくり課	055-995-1856
富士宮市	都市計画課	0544-22-1167
焼津市	都市デザイン課	054-626-2162
藤枝市	都市政策課	054-643-3373

磐田市	都市計画課	0538-37-4935
湖西市	都市計画課	053-576-1693
伊豆の国市	都市計画課	055-948-2909
函南町	都市計画課	055-979-8117
清水町	都市計画課	055-981-8225
長泉町	建設計画課	055-989-5520
小山町	都市整備課	0550-76-6104

(6) 水質汚濁防止法のこと

※ 水質汚濁防止法に基づき特定施設設置届出を担当する部署

区分	窓口	電話番号
健康福祉センター	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2253
※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市環境担当課が窓口になります。		
※ 届出書の申請先は各市町の生活環境担当課になります。		

(7) 净化槽法のこと

※ 净化槽の設置等を担当する部署

区分	窓口	電話番号
健康福祉センター	賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2253
※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市净化槽担当課が窓口になります。		
※ 新しく净化槽を設置する場合、補助を行っている市町もあります。補助金については、設置場所の市役所、町役場へお問い合わせください。		
※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関することは、(4)の部署が相談窓口になります。		

2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (抜粋)

(1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施設又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において、「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

（農林漁業体験民宿業者の登録）

第十六条 農林漁業体験民宿業を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

(2) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則

(農作業体験施設等)

第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農作業の体験施設
- 二 教養文化施設
- 三 休養施設
- 四 集会施設
- 五 宿泊施設
- 六 販売施設
- 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- 二 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用する役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- 二 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
 - イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- 二 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用する役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

(農林漁業体験民宿業者の登録の基準)

第十四条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
 - ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
 - ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- 二 宿泊に関する役務及び自ら又はあっせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
- ホ あっせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。

へ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。

二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約(この号において「保険契約等」という。)を締結していること。ただし保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。

三 地域の農林漁業者との調整に関する事項

イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。

ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。

ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

四 その他の事項

イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。

ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。

ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

「農林漁家民宿業開業の手引き」

令和元年7月改定

編集・発行 静岡県 文化・観光部 観光政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-3638

ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/>

メールアドレス：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp